

令和7年度就学予定児童の保護者の皆様

教育総務課

放課後こども教室の利用についてのお知らせ

大田区では、放課後の児童の安全・安心な居場所づくり事業を推進するため、〇〇小学校内で『放課後ひろば事業』を実施しています。

『放課後ひろば事業』とは、小学校の施設を活用して、『放課後こども教室事業』と『学童保育事業』を一体として実施するものです。（区が民間事業者に運営を委託します。）

1 放課後こども教室事業とは（こども教室）

当该校に在籍する全ての児童が対象となり、放課後の遊びや学びの場を提供します。

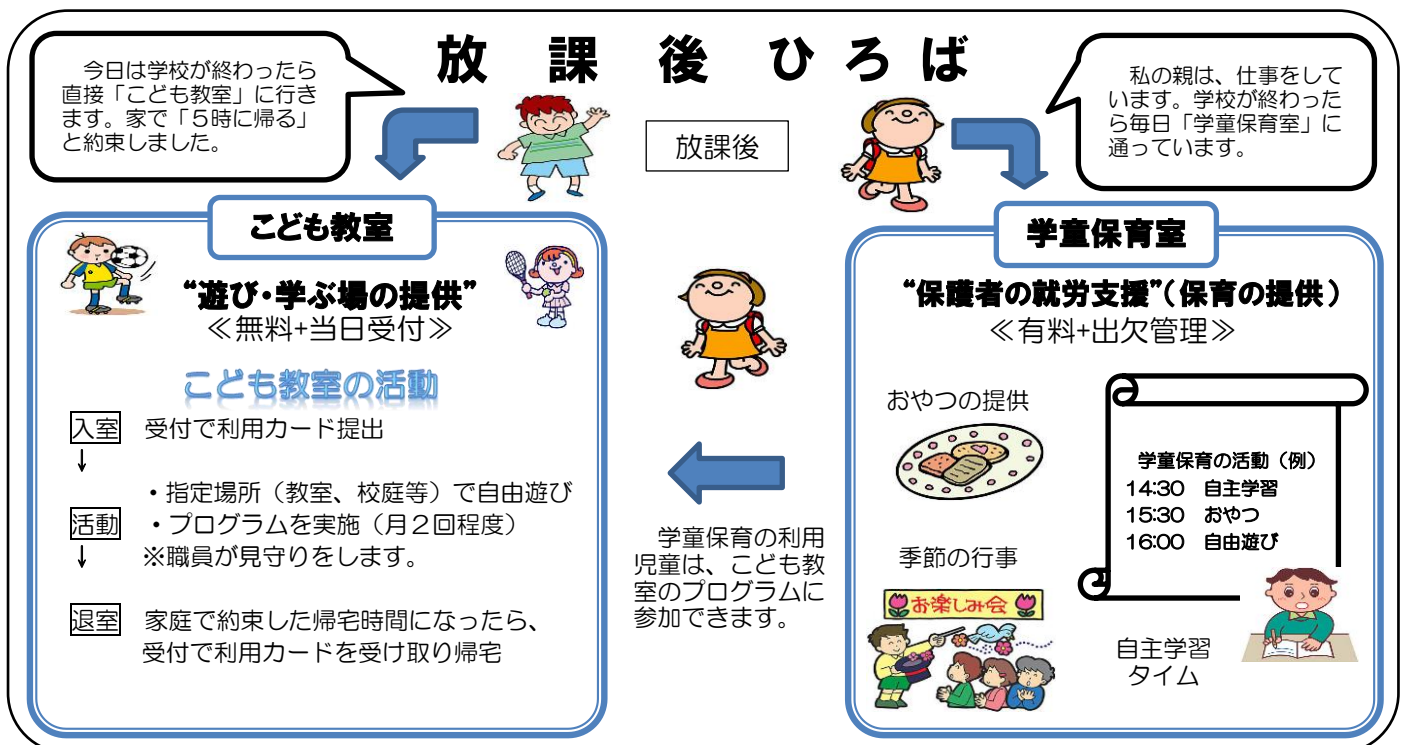
利用には毎年事前登録が必要です。（登録受付日・利用開始日は、「①登録申込書配布」の時にお知らせします。）

① 登録申込書配布 各学校の入学前説明会時に保護者に配布	令和7年1月～3月（予定）
②登録受付 → 利用カード発行 保護者が、登録申込書をこども教室に提出	令和7年3月～ （4月から利用希望の場合、入学前に受付可能）
③利用開始	令和7年4月～（給食開始日から予定）

2 学童保育事業とは（学童保育室）

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を対象としています。保護者の申請に基づき、区が利用者を決定します。

3 放課後ひろば利用イメージ



4 小学校における放課後児童の居場所づくり事業の違い

		放課後ひろば（こども教室）	放課後ひろば（学童保育室）
対象者	小学1～6年生	○	○
申請等	利用条件	在校生	保護者の就労等
	手 続 き	事前登録	申請⇒審査⇒決定
	費用負担 (材料等実費を除く)	なし	5,000円/月 (延長+1,200円~/月)
実施日	平日（学校開校日）	○ (給食がない日を除く)	○
	平日（学校休業日） (春休み・夏休み・冬休み・振替休業日)	○	○
	土曜	なし	○
	日曜・祝日・年末年始	なし	なし
利用時間	平日（学校開校日）	放課後～17時00分	放課後～17時00分 (延長あり)
	平日（学校休業日） (春休み・夏休み・冬休み・振替休業日)	8時30分～17時00分	8時30分～17時00分 (延長あり)
	土曜	なし	8時30分～17時00分
利用方法	受付	① 利用カード提出 ② 受付簿に氏名・入室時間記入	職員が出欠の確認 (入退館システムによる入室通知)
	学校からの直接利用	○	○
	一時帰宅後の利用	なし	なし
	利用中の中抜け	なし	なし
	お弁当の持参（学校休業日）	○(※1)	○
	退室	受付簿に退出時間記入	職員が退出時間を管理 (入退館システムによる退室通知)
	おやつを提供	なし	○
担当		教育総務課	

(※1) 感染症拡大等の状況によって、お弁当の持参を中止とする場合があります。

5 問合せ先

問合せ先は、学校ではありません。

■放課後ひろば（こども教室）について

登録受付日等については、登録申込書配布時にご案内いたします。

■放課後ひろば（学童保育室）について

令和7年4月1日からの利用を希望する場合の申請期間は、令和6年10月18日（金）～11月22日（金）です。
詳しくは、教育総務課までお問い合わせください。

【問合せ先】

大田区教育委員会教育総務部 教育総務課 教育地域力推進担当
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎6階
TEL 5744-1273